

令和5年度

工事番号 第 号

クリーンセンターしもきたアプローチ道路外灯設置工事

契 約 内 容 説 明 書

むつ市大字奥内字今泉地内

下北地域広域行政事務組合

- | | | |
|----|----------|--|
| 1 | 工事番号 | 第 号 |
| 2 | 工事名称 | クリーンセンターしもきたアプローチ道路外灯設置工事 |
| 3 | 工事場所 | むつ市大字奥内字今泉地内 |
| 4 | 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで |
| 5 | 工事範囲 | 図面に示す範囲及び本契約内容説明書による。 |
| 6 | 見積提出期限 | 令和5年10月16日(月)
時間:午前10時00分
場所:下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課
むつ市中央一丁目8番1号(むつ市役所本庁舎内) |
| 7 | 質問・回答 | 質問は、別紙質問書によって行うこと。
(質問のない場合は提出不要)
提出日:令和5年10月10日(火) 正午まで
提出場所:下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課
回答日:令和5年10月11日(水) 正午まで
FAX又はMailにて質問回答書を送付する。 |
| 8 | 送付図面 | 設計図及び契約内容説明書は返却不要とする。 |
| 9 | 事故防止 | 工事期間中、あらゆるものに損傷のないよう事故防止については万全の策を講じ、関係者と事前に打合せを行い、第三者の立入禁止等の策を講ずること。 |
| 10 | 軽微な変更 | 現場の納まりその他の理由により設計内容の変更をする場合は、監理者及び発注者と協議を行い、軽微なものについては工事費の増減は行わない。 |
| 11 | 設計変更 | 設計変更のある場合は、設計書によって行う。 |
| 12 | 手続き負担金等 | 工事に関する官公署への手続き等は全て受注者が行い、手続き費用等については発注者負担とする。 |
| 13 | 検査及び立会 | 工事検査に必要な資機材等を提供すること。
①検査の必要な材料
本工事に使用する材料のうち種別ごとに監督職員の検査を受ける材料は別表1のとおりする。
②施工検査
設計図書に定める施工検査は、別表2による。
③中間検査
検査職員の間接検査を受ける工程は、別表3による。 |
| 14 | 提出書類 | 受注者は工事監理に必要な書類を別表4及び別表5のとおり速やかに提出する。なお、金額、内容によっては提出不要な書類等があるので監督職員に確認の上、提出すること。 |
| 15 | 緊急時の連絡体制 | 1.契約締結後受注者に対し、速やかに現場連絡体制表を提出させる。
2.火災及び事故が発生した場合は受注者に対し、人命の安全確保を優先するとともに、二次被害の防止に努め、その経緯を速報として口頭により、終結時には書面で報告させる。また、災害の発生が予測されるときは、自主的に |

事前、事後において現場の巡回を行い、被害の有無に係わらず状況を報告すること。

3.災害の発生が予測される場合とは、下記の条件とする。

- ① 市内で震度4以上の地震を感じたとき。
- ② 津波注意報・警報、又は大津波警報が発表されたとき。
- ③ 市内で風水害が発生したとき
- ④ 各種警報が発令されている条件下で、台風の通過する公算が強く、市内において甚大な被害の発生するおそれがあるとき。
- ⑤ その他監督職員の指示による。

16 火災保険等

工事請負契約標準約款第54条第1項の規定に基づき、工事目的物及び工事用材料に火災保険等を付す保険の種類、期間、金額は次のとおりとする。

保険の対象工事	保険の種類	保険の金額
建築工事	建設工事保険等当該工事を対象とする保険	工事請負金額※
電気設備工事	組立保険等当該工事を対象とする保険	工事請負金額
機械設備工事	組立保険等当該工事を対象とする保険	工事請負金額

※ 杭工事、解体工事、屋外工作物等に相当する部分は、監督職員と協議のうえ除外することができる。

保険の加入期間は、工事目的物の引渡しの日までとすることから、通常契約上の工事完成期日に3週間を加えた期間とする。

火災保険等の加入報告の時期は、保険加入後速やかに保険証書の写しを監督職員に提出すること。

火災保険等の保険金の受取人は、受注者とする。

17 文化財その他の埋設物

該当事項 有り・無し
〔 〕

18 経費算定に用いるT(工期)

共通仮設費及び現場管理費の算定に用いるT(工期)は以下のとおりとする。
T=2.0ヶ月間
(共通仮設費及び現場管理費を要しない期間を含まない実働期間)

19 その他

- ① 工事施工日程・施工時間帯は、既存施設管理者、監督職員及び新ごみ処理施設工事受注者と事前に打合せのうえ決定すること。
- ② 設計図書及び契約内容説明書に記述のない事項が発生した場合は、双方協議の上決定する。
- ③ 工事期間中は別途工事である新ごみ処理施設整備事業と工事区域が重なるため、新ごみ処理施設工事受注者と協議の上、工事を施工すること。

④ アスベスト含有建材関係法令に対する対応について

- 工事着手前に、解体や改修を行うすべての建材の含有の有無について以下の事前調査を実施すること。
 1. 既存の設計図書などの文書による調査
 2. 現地目視による調査

※予め分析調査を実施している建材については、結果情報を提供致します

- 上記による事前調査の結果、図面記載以外にアスベスト含有の疑いのある建材が判明した場合、協議の上対応を決定する。
- 事前調査結果を、大気汚染防止法第18条の15第6項に基づき、事前調査結果報告システムに登録すること。
- 石綿障害予防規則、大気汚染防止法、労働安全衛生法、建築基準法、建設リサイクル法、廃棄物処理法など関係法令に基づき、適切な届け出、作業、処分に努めること。

⑤ アスベスト含有建材の除去作業に必要な有資格者の選任について

- アスベスト除去作業中は、アスベスト除去工事に対する規制に基づいた有資格者を1名以上選任し、現場に常駐させること。

別表1

区 分	資 材 名	工 事 段 階	備 考
監督職員の検査を受けて使用すべき材料	主要資材		

※記載のない場合は監督職員の指示による。

別表2

区 分	材 料 名	工 事 段 階	備 考
監督職員の立ち会いの上施工すべき工程			

※記載のない場合は監督職員の指示による。

別表3

検査職員の間接検査を受けるべき工程は次表のとおりとする。

検 査 工 程	工 事 段 階	備 考

※記載のない場合は、むつ市工事検査要領 別記2 建築・設備工事中間検査を準用する。

別表4

契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	備 考
○	着 工 届	着 工 前	1部	第3条(C)
○	工 程 表	契 約 締 結 後 1 4 日 以 内	1部	第3条(C)
○	現 場 代 理 人 及 び 主 任 技 術 者 等 の 届	着 工 時	1部	第10条
○	火 災 保 険 等 証 書	着 工 時	1部	第54条

提出区分	名 称	提出期日	部数	備 考
○	工事履行報告書	毎月 5 日 まで	1部	第11条
	支給材料受領書	引渡しの日から7日以内	1部	第15条
	貸与品借用書	引渡しの日から7日以内	1部	第15条
○	工事完成届	完成の日から5日以内	1部	第31条
○	工事引渡書	工事完成検査合格後	1部	第31条
○	請 求 書	工事目的物の引渡し後	1部	第32条

別表5

特記仕様書等に基づいて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	備 考
	CORINS工事カルテ受領書	工事カルテ受領書が返送されたら速やかに	1部	請負金額500万円以上 契約締結後、変更時、完了時
○	建設業退職者共済組合 の発注者用掛金収納書	契約締結時又は事情がある場合は 契約締結後1ヶ月以内	1部	
	再生資源利用促進計画書	着工前・完了時及び必要の都度	1部	
	再生資源利用計画書	着工前・完了時及び必要の都度	1部	
○	下 請 報 告 書	下請契約締結後速やかに	1部	下請契約を交わしたとき
○	施工体制台帳 施工体系図	下請契約締結後速やかに	1部	下請契約を交わしたとき
○	施 工 計 画 書	着手前及び必要の都度	1部	
○	技 能 士 報 告 書	着手前及び必要の都度	1部	
○	主 要 資 材 選 定 届	着手前及び必要の都度	1部	
○	材 料 試 験 成 績 表 等	着手前及び必要の都度	1部	
○	工事に関する承諾書	必 要 の 都 度	3部	
○	工 事 写 真	完 成 時 及 び 必 要 の 都 度	1部	JPEGデータ及びア ルバムデータ各1部
○	完 成 写 真	完 成 時	3部	※2
○	完 成 図 (製 本)	完 成 時	4部 1部 1部	A1版 A3縮小版 DXF及びPDF※2

提出区分	名 称	提出期日	部数	備 考
	施 工 図 (製 本)	完 成 時	1部 1部	DXF及びPDF※2
	安全訓練等の実施状況 報 告 書	完 成 時	1部	
○	主 要 資 材 搬 入 報 告 書	完 成 時	1部	
○	出 荷 証 明 書	完 成 時	1部	
	マ ニ フ ェ ス ト	完 成 時	1部	※1
○	打 合 せ 議 事 録	完 成 時 及 び 必 要 の 都 度	1部	
○	現 地 試 験 報 告 書	完 成 時	1部	
○	社 内 検 査 報 告 書	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	
	総合試運転調整計画書	試 運 転 調 整 前	1部	
	総合試運転調整報告書	完 成 時	1部	
○	保 全 に 関 す る 資 料	完 成 時	2部	
○	作 業 日 報	完 成 時	1部	
○	事 故 報 告 書	発 生 時	1部	
○	そ の 他		1部	監督職員の指示 による

※1 マニフェストの提出は、電子マニフェスト又はA票とE票の写しとし、集計表を添付して提出すること。
 (工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること。)E票の発行が間に合わない場合はD票とし、
 後日E票の写しを提出すること。

※2 データで納品する場合の記録メディア等については監督職員と協議すること。

別紙 その他の特記事項

特 記 事 項	特 記 事 項 の 内 容
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
工事カルテ作成、登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について	①現場施工に着手するまでの期間について 【現場施工に着手する日が確定している場合】 ・ 請負契約の締結の日の翌日から工事着手までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ②検査終了後の期間について ・ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事完成検査結果通知書(合格)」における日付)とする。
青森県産業廃棄物税	本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものである。

特 記 事 項	特 記 事 項 の 内 容
仮設足場	足場を設ける場合は、手摺り先行足場{公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版2. 2. 4(2)}による。設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
副次産物等の使用について	上下水道処理等副次産物及び焼却灰溶融スラグによる原材料等を使用する場合、製造元を通じ放射性物質の混入について十分調査のうえ、製造場所及び各種測定結果を報告し工事監理者及び監督職員の承諾を得ること。 なお、放射性物質の混入が確認された資材は原則使用してはならない。 ※上下水道処理等副次産物及び焼却溶融スラグによる原材料等とは、福島第一原発周辺地域、放射性物質が検出された処理施設又は処理施設周辺地域を生産地としているもの、及び生産地未確認のものをいう。
安全訓練等の実施状況報告について	受注者は、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施すること。 ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 ② 当該工事内容等の周知徹底 ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 ④ 当該工事における災害対策訓練 ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策 ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
工事履行報告書	契約約款第11条の規定に基づき、当該工事の進捗状況を毎月毎に書面により報告すること。
保全に関する資料	保全に関する資料とは次による。 ① 建築物等の利用に関する説明書 ② 主要な材料・機器一覧表 ③ 機器取扱い説明書 ④ 機器性能試験成績書類 ⑤ 官公署届出書類 ⑥ その他監督員の指示によるもの 上記資料作成にあたっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は監督員等に内容の説明を行うこと。
県産材の使用について	本工事において使用する木材については、県産材の採用に努めること。